

建 築 工 事 特 記 仕 様 書

工 事 名 山口県国際総合センター高層棟4階屋外テラス階段改修工事

工 事 場 所 下関市豊前田町三丁目3-1

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「標仕」という。)、公共建築工事標準詳細図令和4年版(以下「標準図」という。)及び公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改修標仕」という。)による。
- 2 参考図書として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築工事監理指針令和4年版(以下「指針」という。)、建築改修工事監理指針令和4年版(以下「改修指針」という。)営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編を用いる。
- 3 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、当該設備工事については、それぞれの工事仕様書を適用する。
- 4 特記仕様の適用方法
 - 1) 項目は、番号の前に○印のついたものを適用する。
 - 2) 特記事項は◎印のついたものを適用する。・印は適用しない。
◎印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
◎印と※印のついた場合は共に適用する。

項 目	特 記 事 項
○ 1	仮設工事 1) 掲示物 【※現場表示板 ※建設業の許可票 ※緊急連絡先 ※施工体系図 ※労災保険成立票・建退共加入票 ※再生資源利用(促進)計画表等】
○ 2	工事関係図書 1) 実施工程表 【※要・不要】 2) 総合施工計画書 【※要・不要】 3) 施工図 【※要・不要】 4) 施工前に提出する資料 a) 建設業退職金共済金収納書又は未購入届 【・要・不要】 b) 施工体制台帳の写し 【※要・不要】 (下請負人を必要とする工事の場合のみ。) c) 施工体系図の写し 【※要・不要】 d) 産業廃棄物処理に関する届、処分計画表 【※要・不要】 e) 工事保険等証書の写し 【※要・不要】 f) 石綿事前調査結果報告書 【・要・不要】 g) 使用材料承認願い 【※要・不要】 提出を省略できる材料(下記のうち設計図書に適合するもの。) 【※JIS、JAS等のマークのある材料 ※雑材料】 ただし、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。 h) 中折製本設計図 (原図版) 3部 【・要・不要】 (A3縮小版) 3部 【・要・不要】 i) 仮設計画図 ◎要・不要】

- 5) 施工中に提出する書類
 - a) 4)施工前に提出する書類のa)からf)に追加又は変更があった場合 【※要・不要】
 - b) 工事履行報告書(毎月) 【・要・不要】
 - c) 打診調査報告書 【・要・不要】
- 6) 完成時に提出(提示)する資料
 - a) 工事写真(完成、施工前及び施工中) L版程度 【※要・不要】
 - b) 試験成績書(ミルシート等) 【○要・不要】
 - c) 産業廃棄物管理票の写し 【○要・不要】
 - d) 数量報告、出荷証明書等 【・要・不要】
各工事別の数量報告書
納入計画数量(施工計画書及び使用材料承認願いに記載の数量)
納入実績数量(納入計画数量と比較ができるよう一覧表に整理)
(出荷証明書、納入時及び使用後(空缶の写真))
 - e) 保証書(保証対象がある場合) 【・要・不要】
防水保証書(10年) 屋根葺材保証書(10年)植栽枯保証書(1年)
 - f) 特定粉じん排出等作業の結果の報告等(特定粉じん排出等作業を行った場合) 【・要・不要】
 - g) 監督職員が指示するもの。 【○要・不要】

○ 3 完成時の提出図書

- 1) 3部
- 2) 提出図書の内容
 - a) 完成図 【○要・不要】
 - b) 施工図 【○要・不要】
 - c) 取扱説明書 【・要・不要】
 - d) 官公署届出書類の写し 【・要・不要】
 - e) 工事写真データ(CDにて添付) 【○要・不要】

○ 4 あと施工アンカー

- 1) 改修工事でない場合のあと施工アンカーは、原則として使用しない。
- 2) 性能確認試験【※製造者の試験成績表による】 【○要・不要】
- 3) 施工後確認試験 【・要・不要】

○ 5 特記事項

- 1) 受注者は、工事に先立ち下記事項について事前調査を行い、十分現状を把握して工事を施工すること。
 - a.既存建築物
- 2) 受注者は、工事中に事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、発注者に対し、事故発生の原因、経過及び被害の内容等について速やかに報告書を提出すること。
- 3) 受注者は、関係官公庁、その他の者に対する必要な申請手続きを速やかに行い、工事に支障が無いよう努めること。なお、手続きに必要な費用は、受注者の負担とする。
- 4) 受注者が、既存建築物及び設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原型復旧すること。又、第三者に及ぼした損害は受注者の責において保証すること。
- 5) 工事車両は、施設管理者と協議を行い、決められた場所に駐車すること。
- 6) 工事車両の入出車にあたっては、一般利用者の通行に配慮し、安全を確保すること。
- 7) 気象条件の克服に努め、強風等の対策を十分に行うこと。
- 8) 受注者は当該施設の催事等が行われる際に、工事騒音等が想定される場合には監督職員と協議を行い、催事等の運営の妨げとならないよう工程管理を行うこと。